

天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金

交付規程

平成30年4月

天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金 交付規程

(通則)

第1条 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付要綱(20170228財資第1号。以下「要綱」という。)の定めるところによるほか、この交付規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この交付規程は、経済産業大臣(以下「大臣」という。)が定めた要綱第2条の交付の目的の達成を図るため、一般社団法人 都市ガス振興センター(以下「センター」という。)が行う補助金を交付する事業の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(交付対象要件)

- 第3条 センターは、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備及び天然ガスステーションの設備(以下「対象設備」という。)を設置する天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業(以下「補助事業」という。)の実施に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する事業を行う。ただし、別紙の暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当するものが行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
- 2 前項に定める補助事業のうち、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備については、次の要件に適合すること。
- (1) 中圧導管等でガス供給を受けること。
 - (2) 家庭用需要を除く全業種を対象とすること。
 - (3) 新設、更新または改造して天然ガスを主原料とするガスを使用すること。
 - (4) 新設、更新または改造により5%以上の省エネルギーが図られること、または高効率設備の基準に該当すること。なお、高効率設備の基準については、公募開始前に審査委員会で決定し、結果を公表する。
 - (5) 新設、更新または改造によって、従来方式よりも25%以上のCO₂排出削減が図れること。
 - (6) 新設、更新または改造後の対象設備にCO₂排出削減量を算出するために必要な専用の計測装置を取り付けること。

- (7) 下記のいずれかの施設に設置されること。
- (ア) 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設、国や地方自治体と協定を締結している（見込みも含む）帰宅困難者受入施設
 - (イ) 災害時に機能維持する必要性のある施設（救急指定病院・救命救急センター・災害拠点病院・地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定または指定する医療施設、福祉避難所、地方自治体等の施設）
 - (ウ) 国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している（見込みも含む）工場・事業場
 - (エ) その他審査委員会が認めた施設
- 3 第一項に定める補助事業のうち、天然ガステーションの設備については、次の要件に適合すること。
- (1) 中圧ガス導管でガス供給を受けていること。
 - (2) 更新または増強若しくは既存ガス圧縮機の整備をして天然ガスを主原料とするガスを使用すること。
 - (3) 下記の施設に該当すること。
 - (ア) 大型天然ガス自動車への燃料供給に対応できる。
 - (イ) 営業開始後1年以上を経過している。
 - (ウ) 合計圧縮能力250m³/h以上のガス圧縮機が設置されている。
 - (エ) 年間10万m³以上の天然ガスの供給量がある（見込みも含む。）。（一市町村内の天然ガステーション数が3か所以下の場合は除く。）

（補助金交付の対象）

第4条 センターは、補助事業に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において当該補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。ただし消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費の区分は、〔別表1〕のとおりとする。

（補助率、補助金の上限額）

第5条 センターが補助事業者に対して交付する補助金の補助率、補助金の上限額は〔別表2〕のとおりとする。

（審査委員会）

第6条 センターは、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、補助事業の要件となる高効率設備の基準等を決定する。
- 3 審査委員会は、補助事業の採択等について審査のうえ決定する。

(補助事業者の募集及び申請方法)

第7条 センターは、別に定める募集期間中に補助事業者を募集する。

- 2 前項の募集期間中に補助金申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次の手続きを行うものとする。

(1) 申請者は、補助金交付申請書（様式第1-1、1-2）、実施計画書（様式第2-1、2-2）及び当該補助事業が補助金交付の要件に適合することを証する以下の書類を添付してセンターに提出する。

(ア) 全体配置図（対象設備の位置が明示されているもの）

(イ) 対象設備の配置図及びシステムフロー図、配管図

(ウ) 対象設備の機器仕様

(エ) 対象設備の省エネルギー率、省CO₂率の算出根拠となる書類（災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の場合）

(オ) 直近1カ年のエネルギー消費量等（天然ガスステーションの設備の場合、直近1カ年のガスの充填量）

(カ) 見積書の写し

(キ) 事業実施スケジュール

(ク) 申請者の会社概要及び役員名簿

(ケ) 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し（発行日が申請日から3ヵ月以内のもの）

(コ) 地方自治体等及び非営利民間団体にあつては、それらを証明する書類

(サ) 中小企業基本法に定める中小企業であることを証明できる書類（中小企業優遇を受けようとする場合）

(シ) 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類（災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の場合）

(ス) 営業開始後1年以上を経過している天然ガスステーションであることを証明できる保安検査証等の書類（天然ガスステーションの設備の場合）

(セ) 中圧ガス導管等でガス供給を受けている、または補助事業完了までに供給開始する見込みであることを示す書類

(ソ) その他、センターが提出を求める書類

(2) リース、エネルギーサービス、賃貸借等において、対象設備の所有者及び使用者が異なる場合は、共同申請とすること。

(3) 申込みは、センターに送付、又は持参することにより行い、送付の場合は消印日を受付日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。

(交付の決定等)

- 第8条 センターは、前条第2項の補助金交付申請書を受付けたときは、当該申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第3-1、3-2）を送付するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付することができるものとする。
- 2 前項において、第6条の規程による審査委員会が行う費用対効果と災害時の強靱性に対する審査に基づき、交付先の決定を行う。
また、繰り上げによる追加交付決定及び追加公募を実施出来るものとする。なお、その際の補助率は初回公募時と同率とする。
- 3 センターは、補助金の交付が適当でないときと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書（様式第4）をセンターに提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

- 第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第5-1、5-2）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし次に掲げる軽微な変更を除く。
(ア) 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合
(イ) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (2) 補助対象経費の区分毎に配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の範囲内で変更をする場合を除く。
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に譲渡し、又は継承しようとするとき。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 センターは、前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書（様式第6）を補助事業者に送付するものとする。

- 3 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(契約等)

第11条 第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするときは、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運用上、一般の競争に付すことが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 センターが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合には、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、遅延等報告書(様式第7)をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況の報告)

第14条 補助事業者は、センターが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書(様式第8)をセンターに提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 センターは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するセンターの会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行う。

(1) 補助事業者は、実績報告書(様式第10-1、10-2)をセンターに提出しなければならない。

(2) 報告は、センターに送付、又は持参することにより行い、送付の場合は消印日を受付日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。

2 補助事業者は、やむを得ない理由で補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに補助事業年度末実績報告書(様式第11-1、11-2)をセンターに提出しなければならない。

3 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 センターは、前条第1項の補助事業実績報告を受領し、当該報告に係わる書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容（第10条第2項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対して支払確定通知書（様式第12-1、12-2）により通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第8条第1項の交付決定通知における対象経費の区分ごとの補助金交付予定額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

(補助金の支払)

第18条 センターは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の精算払いを受けようとするときは、精算払請求書（様式第13）をセンターに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第19条 センターは、第10条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号に該当すると認められる場合には、第8条第1項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(1) 補助事業者が法令、本交付規程に基づくセンターの処分又は指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他のセンター又は補助事業者が適用を受ける法令等に定める反社会的勢力等であることが判明した場合。

(6) 補助事業者の重大な財務状況の悪化、支配権の移転等の事情により、補助事業の遂行に支障が生じた場合。

2 センターは、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一

部の返還を請求するものとする。

- 3 センターは、前項に基づき補助金の返還を請求するときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 4 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 5 センターは、補助事業者が第2項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、返還報告書（様式第14）により報告させるものとする。
- 6 第2項に基づく補助金の返還の期限については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

（加算金の扱い）

第20条 センターは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（取得財産等の管理等）

- 第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（様式第15）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等明細表（様式第15）を第15条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
 - 3 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができるものとする。
 - 4 前項の規定に基づく納付の期限については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利5.0パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(取得財産等の処分の制限等)

第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、機械、器具、備品及びその他の財産とする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満のものであって、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要がないと認められるものは、この限りでない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第16）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

4 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助金の経理)

第23条 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

第24条 センターは、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して調査等を行うことができる。

2 補助事業者は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

3 第1項に規定する調査等は第18条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(個人情報に関する事項)

第25条 センターは、申請者等より取得した個人情報を適正に管理するとともに、その使用目的は補助事業に関する業務に限るものとする。

(裁判管轄)

第26条 本件に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 申請者は、〔別紙〕記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交

付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものと
する。

(その他必要な事項)

第28条 この交付規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な
事項は経済産業省に協議の上、センターが別に定める。

附則

1. この交付規程は、大臣の承認を受けた日から施行し、平成30年4月2日から適用
する。

〔別表 1〕

第 4 条第 2 項に定める経費の区分は次のとおりとする。(ただし、本支管工事費、工事負担金、並びに、LNG 用高圧製造所及び高圧貯蔵所設置費は除く)

区 分	内 容
設計費	補助事業の実施に必要な〔別表 1〕に記載の設備の新設・更新・改造の設計に要する経費。
既存設備撤去費	補助事業の実施に必要な〔別表 1〕に記載の既存設備の解体、運搬等に要する経費。
既存設備整備費	補助事業の実施に必要な〔別表 1－2〕に記載の既存設備の整備等に要する経費。
新規設備機器費 (含む計測装置)	補助事業の実施に必要な〔別表 1〕に記載の新設・更新設備・改造機器の購入等に要する経費。
新規設備設置工事費 (含む改造工事費)	補助事業の実施に必要な〔別表 1〕に記載の新設・更新設備の設置及び既存設備の改造等に要する経費。
敷地内ガス管敷設費	補助事業の実施に必要な〔別表 1〕に記載の敷地内ガス管の敷設に要する経費。

〔別表 1 - 1〕

災害時にも対応可能な天然ガス利用設備

1. 設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費（含む改造工事費）の補助対象範囲

(1) 下記の設備に対する経費を対象とする。

① 自家発電設備（ガスエンジンコージェネ、ガスタービンコージェネ、燃料電池等）

機器本体に加え、その他必要と判断される設備

② ガスエンジンヒートポンプエアコン（GHP）

機器本体に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備

③ 冷温水機

機器本体に加え、冷却塔、冷却水配管、冷却水ポンプ、水処理装置、冷温水タンク、太陽熱集熱器、その他必要と判断される設備

（室内機等は対象外とする。）

④ ボイラ

機器本体に加え、給水ポンプ、給水タンク、水処理装置、蒸気ヘッダ、ドレンタンク、太陽熱集熱器、その他必要と判断される設備

⑤ 工業炉

機器本体に加え、その他必要と判断される設備

ただし、自治体等と協定等を締結した施設において、支援物資（最終製品）を製造するために必要となる設備に限る。

⑥ 厨房設備

機器本体に加え、その他必要と判断される設備

ただし、厨房は単独申請できないこととし、CO₂ 排出削減量の評価はしないものとする。

また、下記の 2 点を満たす設備に限る。

- ・導入予定の厨房が、申請対象の自家発電設備、GHP、冷温水機、ボイラ、工業炉のいずれかと同一事業所にあり、同一申請を行うとき。
- ・非常時に食事の提供が可能であるもの

(2) ①～⑥に加え、下記の設備に対する経費を対象とする。

- ・燃料配管、燃料貯蔵設備、脱硫装置、送風機、熱交換器、煙道、煙突、燃焼制御装置、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタまたはガスコンプレッサ、脱硝装置、集塵装置、基礎工事
(設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外とする。)

(3) 蒸気・冷温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とする。

(配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとする。)

(4) 当該経費は、本補助事業で専用使用する部分とし、補助事業外設備との共用部分がある場合には、既存設備撤去費を除き、原則定格流量比による按分相当額を対象とする。

2. 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

(1) ガス配管、ガス流量メータ、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とする。

(2) 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とする。

〔別表1－2〕

天然ガスステーションの設備

1. 設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費（含む改造工事費）の補助対象範囲

（1）下記の設備に対する経費を対象とする。

- ① 受電設備
- ② ガス圧縮機
- ③ 蓄ガス器
- ④ ディスペンサー
- ⑤ ガス圧縮機用冷却装置
- ⑥ 計装空気圧縮機
- ⑦ サクションスナッパ
- ⑧ 冷却散水ポンプ及び貯水槽
- ⑨ 付属配管
- ⑩ 制御装置
- ⑪ 障壁
- ⑫ 万代堀
- ⑬ キャノピー

（2）①～⑬に加え、下記の設備に対する経費を対象とする。

- ・基礎、据付、試運転調整、舗装、排水設備、照明設備、電気工事など
- ・補助事業に必要な仮設、現場管理等

2. 既存設備整備費の補助対象範囲

（1）下記の設備に対する経費を対象とする。

- ① ガス圧縮機

3. 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

（1）ガス配管、ガス流量メータ、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とする。

（2）本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とする。

〔別表2〕

第5条に定める補助金の額は次のとおりとする。

1. 災害時にも対応可能な天然ガス利用設備

算 定 方 法
1. 補助対象経費の区分ごとに、下記2.の補助率を乗じた額の合計額とし、下記3.の額を限度とする。
2. 補助率 補助率1／3以内
3. 1 補助事業当たりの上限額 1. 7億円／1補助事業

2. 天然ガスステーションの設備

算 定 方 法
1. 補助対象経費の区分ごとに、下記2.の補助率を乗じた額の合計額とし、下記3.の額を限度とする。
2. 補助率 補助率1／2以内
3. 1 補助事業当たりの上限額 0. 8億円／1補助事業

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(様式第1-1)

受 理 番 号 (センターで記入)					

番 号			
申 請 日 (記入日)			
平 成			
	年	月	日

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)
交付申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金、交付規程第7条第2項の規定に基づき、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者

法人名				印
代表者名				
役 職				
住 所	郵便 番号	-		

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。
記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は
補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

(様式第1-2)

受 理 番 号 (センターで記入)				

番 号			
申 請 日 (記入日)			
平 成			日
	年	月	

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(天然ガスステーションの設備)
交付申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金、交付規程第7条第2項の規定に基づき、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者

法人名				印
代表者名				
役 職				
住 所	郵便 番号			

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。
記入順序は所有者、運営委託会社、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は
補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

2. 補助事業の具体的な内容

(1) 設備詳細

< a. 導入予定の自家発電設備 >

設備名称	燃料種	燃料消費量 (Nm ³ /h)	単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (低位基準)	燃料消費量 (MJ/h)	定格発電出力 (kW)	発電効率 (LHV %)	総合効率 (LHV %)	台数	停電 対応	導入 状況
		①	②	①×②=③	④	⑤=④÷③×3.6				
合計										

省エネ評価データ			省エネルギー率		
(従来→補助事業)	メーカー標準品	特機or改造	%		
定格仕様→定格仕様	①	⑤			
定格実測→定格仕様	②	⑥			
部分実測→部分想定	③	⑦			
想定仕様→定格仕様	④	⑧			
			5%以上の省エネ		

- ※ 効率は低位発熱量基準定格運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記載すること。
- ※ 「燃料消費量」および「定格発電出力」は設備の定格値を記載すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

< b. 冷温水機 >

従来方式					補助事業方式				
設備名称	燃料種別	燃料消費量	定格熱出力	台数	設備名称	燃料消費量	定格熱出力	COP	台数
		(単位)	(kW)			(Nm ³ /h)	(kW)		

省エネ評価データ			省エネルギー率		
(従来→補助事業)	メーカー標準品	特機or改造	% (定格・部分負荷) で算定		
定格仕様→定格仕様	①	⑤			
定格実測→定格仕様	②	⑥			
部分実測→部分想定	③	⑦			
想定仕様→定格仕様	④	⑧			
			5%以上の省エネ ・ 高効率設備の採用		

- ※ COPはメーカー仕様書の値、または冷房能力(kW)÷冷房時燃料消費量(kW・高位発熱量基準)で求める値を記載すること。
- ※ 「燃料消費量」および「定格熱出力」は設備の定格値を記載すること。
- ※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。
- ※ 効率については、高位発熱量基準の値を記載すること。
- ※ 自家発電設備と組み合わせられるジェネリンクは< a. 導入予定の自家発電設備 >に記入すること。

<c. GHP>

従来方式					補助事業方式						
設備名称	燃料種別	燃料消費量 (Nm ³ /h)	定格出力 (kW)	台数	設備名称	燃料消費量 (Nm ³ /h)	定格出力 (kW)	発電 機能	停電 対応 機能	APFp	台数
		定格	定格			定格	定格				
		定格中間	定格中間			定格中間	定格中間				
省エネ評価データ					省エネルギー率						
(従来→補助事業)		メーカー標準品	特機or改造	% (定格・部分負荷) で算定 5%以上の省エネ ・ 高効率設備の採用							
定格仕様→定格仕様		①	⑤								
定格実測→定格仕様		②	⑥								
部分実測→部分想定		③	⑦								
想定仕様→定格仕様		④	⑧								

- ※ 更新・改造後設備がGHPの場合は更新・改造前設備の仕様共、本表へ記載すること。
- ※ GHPの「燃料消費量」は冷房定格と冷房定格中間および中間冷房標準の燃料消費量を記入すること。
- ※ GHPの「定格出力」は冷房定格と冷房定格中間および中間冷房標準の能力値を記入すること。
但し、「定格中間能力」及び「定格中間燃料消費量」の記載のない機種は、定格の値のみを記入する。
また、暖房用ボイラからの更新・改造については、暖房の値を記入すること。
- ※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

<d. ボイラ>

従来方式					補助事業方式				
設備名称	燃料種別	燃料消費量 (単位)	定格熱出力 (kW)	台数	設備名称	燃料消費量 (Nm ³ /h)	定格熱出力 (kW)	効率 (%)	台数
省エネ評価データ					省エネルギー率				
(従来→補助事業)		メーカー標準品	特機or改造	% (定格・部分負荷) で算定 5%以上の省エネ ・ 高効率設備の採用					
定格仕様→定格仕様		①	⑤						
定格実測→定格仕様		②	⑥						
部分実測→部分想定		③	⑦						
想定仕様→定格仕様		④	⑧						

- ※ ボイラ効率は低位発熱量基準定常運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記載すること。
- ※ 「燃料消費量」および「定格熱出力」は設備の定格値を記載すること。
- ※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。
- ※ 効率については、低位発熱量基準の値を記載すること。

<e. 工業炉等>

従来方式					補助事業方式			
設備名称	燃料種別	燃料消費量	定格出力 (t/h)	台数	設備名称	燃料消費量 (Nm3/h)	定格出力 (t/h)	台数
		(単位)						

省エネ評価データ			省エネルギー率	
(従来→補助事業)	メーカー標準品	特機or改造	% (定格・部分負荷)で算定	
定格仕様→定格仕様	①	⑤		
定格実測→定格仕様	②	⑥		
部分実測→部分想定	③	⑦		
想定仕様→定格仕様	④	⑧		
			5%以上の省エネ	

- ※ 「燃料消費量」および「定格出力」は設備の定格値を記載すること。
- ※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。
- ※ 効率については、低位発熱量基準の値を記載すること。

<f. 厨房設備>

従来方式			補助事業方式			
設備名称	燃料種別	台数	設備名称	燃料消費量 (Nm3/h)	定格熱出力 (kW)	台数
	都市ガス (45MJ)					

- ※ 「燃料消費量」および「定格熱出力」は設備の定格値を記載すること。
- ※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

(2) 従来方式と補助事業方式の使用燃料について

<a. 従来方式使用燃料>

燃料種別 (いずれかに○をつける)	1. 石炭	2. コークス	3. A重油	4. B重油
	5. C重油	6. 軽油	7. 灯油	8. LPG
	9. 液化天然ガス (LNG)		10. 天然ガス (LNGを除く)	
	11. 都市ガス	12. その他 ()		
消費量実績 [kl/年][t/年][千Nm ³ /年] ^{※1}	実消費量	kl/年		
	原油換算消費量	kl/年		
CO ₂ 排出量		t-CO ₂ /年		
成分[wt%] ^{※2}	1. C () %	2. H () %	3. O () %	
	4. N () %	5. S () %		
	6. その他 ()			
比重 ^{※2}				
高位発熱量 [GJ/kl][GJ/t][GJ/千Nm ³]	GJ/kl			
低位発熱量 [GJ/kl][GJ/t][GJ/千Nm ³]	GJ/kl			
炭素係数	tC/GJ			

※1 直近1ヵ年の消費量実績。使用量が特定できない場合は時間当り設備燃料使用量等から推定し、その推定根拠を添付すること。適する単位を選択し、記入すること。

※2 実消費量換算に必要な場合、または、燃料種別が「その他」の場合に記入すること。

<b. 補助事業方式使用燃料>

原料[vol%] ^{※3}	1. 天然ガス () %	2. その他 () %		
	3. その他の内訳			
	() %	() %	() %	() %
	() %	() %	() %	() %
想定原油換算消費量 ^{※4}		kl/年		
想定CO ₂ 排出量 ^{※4}		t-CO ₂ /年		
成分[vol%] ^{※3}	1. CH ₄ () %	2. C ₂ H ₆ () %		
	3. C ₃ H ₈ () %	4. C ₄ H ₁₀ () %		
	5. H ₂ () %	6. O ₂ () %		
	7. N ₂ () %	8. CO () %		
	9. CO ₂ () %	10. その他 ()		
高位発熱量	GJ/千Nm ₃			
低位発熱量	GJ/千Nm ₃			
炭素係数	tC/GJ			

※3 燃料の供給事業者の高位発熱量が45MJ/Nm₃あるいは46MJ/Nm₃の場合は、記入不要。

※4 想定原油換算消費量、想定CO₂排出量は必ず記入し、算出根拠を説明する資料を添付すること

(3) 審査に係る事項

a. 省エネルギー・省CO2性と費用対効果

	設備名称	高効率設備	導入効果	
省エネルギー率 (HHV %)				% ≥ 5%
				% ≥ 5%
				% ≥ 5%
CO2排出削減量				▲t-CO2/年
CO2削減率				% ≥ 25%
費用対効果				千円/▲t-CO2

※ 費用対効果は(補助金交付申請額(災害対策費を除く)/CO2排出削減量)を記入すること。

※ 実績報告時に上記数値を満たせていない場合、補助金が交付されません。

※ 厨房設備については、CO2排出削減量の評価から除外すること。

b. 災害時の強靭性

*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

評価項目	チェック	内容		
災害時の強靭性	()	①	①中圧ガス導管等でガス供給を受けていること	
	()	②	天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第3条第2項(7)(ア)～(ウ)のいずれかの施設であること	
	()	③	工業炉について、支援物資(最終製品)を製造するために必要となる設備であること	
	()	④	厨房設備について、非常時に食事の提供が可能であること	
	()	⑤	停電対応型設備であること	
	()	⑥	災害時に電力供給可能な設備であること	
	()	⑦	災害時に熱供給可能な設備であること	

※ 実績報告時にチェックした内容を満たせていない場合、補助金が交付されません。

※ 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第3条第2項(7)(ア)～(ウ)のいずれかの施設

(ア) 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設、

国や地方自治体と協定を締結している(見込みも含む)帰宅困難者受入施設

(イ) 災害時に機能維持する必要性のある施設(救急指定病院・救命救急センター・災害拠点病院・地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定または指定する医療施設、福祉避難所、地方自治体等の施設)

(ウ) 国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している(見込みも含む)工場・事業場

※ 災害時に寄与できる設備は上記(ア)～(ウ)の施設において災害時に補助対象設備が電力・空調・熱等の提供または物資提供の生産等に資することをいう。

(4) 事業実施工程表

・別紙「発注計画書」の通り。

・補助事業の開始及び完了予定日

当年度	開始予定日	平成		年		月		日
	完了予定日	平成		年		月		日
事業全体	開始予定日	平成		年		月		日
	完了予定日	平成		年		月		日

4. 補助対象経費の算出根拠
別紙「申請金額整理表」の通り。

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円
(内) 災害対策費	円	円		円

- ※ 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。
なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- ※ 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- ※ 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。
- ※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入してください。
- ※ 「災害対策費」とは自家発電設備等の停電対応に係る経費をいいます。

(様式第2-2)

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(天然ガスステーションの設備)
実施計画書

1. 補助事業の実施計画

(1) 実施場所

住所	()	天然ガスステーション過疎地に該当 ()
最寄り駅		
施設の名称		
施設の所有者		
既設ガス圧縮機の合計能力と台数		

(2) 支払方法

金融機関振込 リース 賃貸 支払委託
 支払委託先 ()

(3) 共同申請情報

(4) その他特記事項

(5) 中小企業優遇による申請

該当あり 該当なし

(6) 補助事業の概要

2. 審査に係る事項

< a. 費用対効果 >

①前年度の燃料充填量	m ³
②補助金交付申請額	円
費用対効果 (=①/②)	m ³ /千円

< b. 災害時の強靱性 >

*該当する項目にチェック (括弧に○を記入) すること。

評価項目	チェック	内容
災害時の強靱性	()	① 自治体と防災協定等を締結している。
	()	② 国土交通省のCNG車普及促進モデル事業または次世代自動車導入加速事業の指定地域の実績がある。
	()	③ 供給能力の増強、若しくは対象設備の更新・増強である。
	()	④ 天然ガス以外の燃料を供給する設備を併設している。

※ 実績報告時にチェックした内容を満たしていない場合、補助金が交付されません。

3. 事業実施工程表

- ・別紙「発注計画書」の通り。
- ・補助事業の開始及び完了予定日

事業	開始予定日	平成		年		月		日
	完了予定日	平成		年		月		日

4. 補助事業後の都市ガス供給事業者

法人名			
部署名			
(フリガナ)			
担当者名			
役職			
住所	(—)		
電話番号	— —	FAX番号	— —
E-mailアドレス			

申請者 法人名 代表者名

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)
交付決定通知書

平成 年 月 日付け 番をもって申請のあった平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金については、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業及び内容は交付申請書のとおりとします。

2. 補助金交付予定額

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付予定額	円

- ※ 金額に消費税等は含みません。
- ※ 申請者が複数の場合は、合計額を記載しています。

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付予定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付予定額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円
(内) 災害対策費	円	円		円

- ※ 金額に消費税等は含みません。
- ※ 申請者が複数の場合は、合計額を記載しています。

4. 交付の条件

--

当該案件の補助金交付番号は、 です。

(注) 補助金交付予定額は申請書の内容に基づき審査した結果による補助金の交付限度額です。実際の交付額は「実績報告書」に基づき確定しますので予めご了承ください。

申請者 法人名 代表者名

一般社団法人
 都市ガス振興センター
 会長

**平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
 (天然ガスステーションの設備)
 交付決定通知書**

平成 年 月 日付け 番をもって申請のあった平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金については、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業及び内容は交付申請書のとおりとします。

2. 補助金交付予定額

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付予定額	円

- ※ 金額に消費税等は含みません。
- ※ 申請者が複数の場合は、合計額を記載しています。

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付予定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付予定額
①-I 設 計 費	円	円		円
①-II 既存設備撤去費	円	円		円
①-III 新規設備機器費	円	円		円
①-IV 新規設備設置工事費	円	円		円
①-V 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
② 既存設備整備費	円	円		円
合 計	円	円		円

- ※ 金額に消費税等は含みません。
- ※ 申請者が複数の場合は、合計額を記載しています。

4. 交付の条件

当該案件の補助金交付番号は、 です。

(注) 補助金交付予定額は申請書の内容に基づき審査した結果による補助金の交付限度額です。実際の交付額は「実績報告書」に基づき確定しますので予めご了承ください。

(様式第4)

補助金交付番号

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

届出日(記入日)
平成 年 月 日

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
交付申請取下げ届出書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助金の申請取下げについて、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請者

法人名			印
代表者名			
役職			
住所	郵便番号	-	

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。

2. 補助金申請取下げ理由

--

(様式第5-1)

補助金交付番号	←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号

申請日(記入日)
平成 年 月 日

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)
計画変更等承認申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の計画変更等について、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業者

法人名			印
代表者名			
役職			
住所	郵便番号	-	

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 計画変更等の内容

--

3. 計画変更等を必要とする理由

--

4. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円	/	円
(内) 災害対策費	円	円		円

- ※ 計画変更により補助事業に要する経費等が交付決定の内容と異なる場合のみ記入すること。
- ※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。
- ※ 見積書の写しを添付すること。（上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。）
- ※ 補助金交付予定額を上回らないこと。

(注) 交付決定時に条件が付されている場合は、計画変更後もその条件を遵守すること。

(様式第5-2)

補助金交付番号	←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号

申請日(記入日)
平成 年 月 日

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(天然ガスステーションの設備)
計画変更等承認申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の計画変更等について、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業者

法人名			印
代表者名			
役職			
住所	郵便番号	-	

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 計画変更等の内容

--

3. 計画変更等を必要とする理由

--

4. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金額
①-I 設 計 費	円	円		円
①-II 既存設備撤去費	円	円		円
①-III 新規設備機器費	円	円		円
①-IV 新規設備設置工事費	円	円		円
①-V 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
② 既存設備整備費	円	円		円
合 計	円	円	/	円

- ※ 計画変更により補助事業に要する経費等が交付決定の内容と異なる場合のみ記入すること。
- ※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。
- ※ 見積書の写しを添付すること。（上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。）
- ※ 補助金交付予定額を上回らないこと。

(注) 交付決定時に条件が付されている場合は、計画変更後もその条件を遵守すること。

(様式第6)

補助事業者 法人名 代表者名

平成 年 月 日

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
計画変更等承認結果通知書

補助金交付番号	：	：	：	：	：	：
---------	---	---	---	---	---	---

上記補助事業の計画変更等については、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
交付規程第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査結果

承 認	条件付き承認	不 承 認
-----	--------	-------

2. 承認の条件

--

3. 不承認の理由

--

(様式第7)

補助金交付番号

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

報告日(記入日)
平成 年 月 日

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金 遅延等報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の遅延等について、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名			印
代表者名			
役職			
住所	郵便番号	-	

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 遅延等に係る金額

円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 遅延等の理由及び採った措置

--

4. 補助事業の遂行及び完了予定日

補助事業の遂行	
①契約締結	平成 年 月 日
②納品	平成 年 月 日
③検収	平成 年 月 日
④請求	平成 年 月 日
完了予定日	平成 年 月 日

(様式第8)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

報告日(記入日)			
平成			
	年	月	日

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金 実施状況報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の実施状況について、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名			印
代表者名			
役 職			
住 所	郵便 番号		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 補助事業の実施状況の内容

--

(様式第10-1)

補助金交付番号	←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号

報告日(記入日)			
平成			
	年	月	日

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)
実績報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業が完了しましたので、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
交付規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名			印
代表者名			
役職			
住所	郵便番号	-	

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 実施した補助事業の内容

1. 補助事業設備の用途	
2. 補助事業設備の仕様確認表	
3. 請負会社選定のための見積額比較表	
4. 請負会社選定理由	
5. 契約先と契約金額	

3. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円
(内) 災害対策費	円	円		円

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

※ 見積書、支払い証明書の写しを添付すること。
 (上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。)

4. 補助事業開始日及び完了日

開始日	平成	年	月	日	完了日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---	-----	----	---	---	---

(注) 実績報告の際には本様式の外、別に定める資料を添付して報告すること。

(様式第10-2)

補助金交付番号

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

報告日(記入日)
平成 年 月 日

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(天然ガスステーションの設備)
実績報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業が完了しましたので、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付
規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名			印
代表者名			
役職			
住所	郵便番号	-	

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 実施した補助事業の内容

1. 事業内容の種別	
2. 更新・改造後設備の仕様確認表	
3. 請負会社選定のための見積額比較表	
4. 請負会社選定理由	
5. 契約先と契約金額	

3. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金額
①-I 設 計 費	円	円		円
①-II 既存設備撤去費	円	円		円
①-III 新規設備機器費	円	円		円
①-IV 新規設備設置工事費	円	円		円
①-V 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
② 既存設備整備費	円	円		円
合 計	円	円		円

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

※ 見積書、支払い証明書の写しを添付すること。
 (上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。)

4. 補助事業開始日及び完了日

開始日	平成	年	月	日	完了日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---	-----	----	---	---	---

(注) 実績報告の際には本様式の外、別に定める資料を添付して報告すること。

(様式第 1 1 - 1)

補助金交付番号	←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号	報告日(記入日)
平成		平成 年 月 日

**平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)
平成 年度末実績報告書**

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の年度末実績について、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法 人 名				印
代 表 者 名				
役 職				
住 所	郵便番号	-		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 交付予定額と翌年度への繰越額

区 分	交付予定額		交付予定額のうち翌年度への繰越額	
	補助対象経費	交付予定額	補助対象経費	交付予定額
I. 設 計 費	円	円	円	円
II. 既存設備撤去費	円	円	円	円
III. 新規設備機器費	円	円	円	円
IV. 新規設備設置工事費	円	円	円	円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円
(内) 災害対策費	円	円	円	円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 補助事業開始日及び完了予定日

開始日	平成 年 月 日	完了予定日	平成 年 月 日
-----	----------	-------	----------

(様式第11-2)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

報告日(記入日)			
平成			
	年		月
			日

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(天然ガスステーションの設備)
平成 年度末実績報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の年度末実績について、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
交付規程第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名				印
代表者名				
役職				
住所	郵便番号			

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 交付予定額と翌年度への繰越額

区分	交付予定額		交付予定額のうち翌年度への繰越額	
	補助対象経費	交付予定額	補助対象経費	交付予定額
①-I 設計費	円	円	円	円
①-II 既存設備撤去費	円	円	円	円
①-III 新規設備機器費	円	円	円	円
①-IV 新規設備設置工事費	円	円	円	円
①-V 敷地内ガス管敷設費	円	円	円	円
② 既存設備整備費	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 補助事業開始日及び完了予定日

開始日	平成				完了予定日	平成			
		年		月			年		月
				日					日

平成 年 月 日

補助事業者 法人名 代表者名

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)
支払確定通知書

補助金交付番号	：	：	：	：	：	：
---------	---	---	---	---	---	---

上記補助金の交付について、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付確定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金交付確定額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円
(内) 災害対策費	円	円		円

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記載しています。

2. 補助金精算払額

円

※ 金額に消費税等は含みません。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記載しています。

(様式第12-2)

平成 年 月 日

補助事業者
法人名
代表者名

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(天然ガスステーションの設備)
支払確定通知書

補助金交付番号

上記補助金の交付について、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付確定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金交付確定額
①-I 設 計 費	円	円		円
①-II 既存設備撤去費	円	円		円
①-III 新規設備機器費	円	円		円
①-IV 新規設備設置工事	円	円		円
①-V 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
② 既存設備整備費	円	円		円
合 計	円	円		円

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記載しています。

2. 補助金精算払額

円

※ 金額に消費税等は含みません。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記載しています。

(様式第13)

補助金交付番号					

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

請求日(記入日)					
平成					
	年	月	日		

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
精算払請求書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助金に係る補助金の精算払を受けたいので、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業者

法人名				印
代表者名				
役職				
住所	郵便番号	-		

2. 精算払請求金額

	円
--	---

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 補助金の振込先

金融機関名	コード		フリガナ		コード	
			支店名			
口座番号	コード		預金種別	1. 普通 2. 当座 9. 別段		
口座名義 (カナ)						
(漢字)						

(様式第14)

補助金交付番号			

←交付決定通知書に記載の補助金交付番号

報告日(記入日)			
平成			
	年		月
			日

平成 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
返還報告書 (取消しに係るもの)

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業について、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第19条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名				印
代表者名				
役職				
住所	郵便番号	-		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての補助事業者について記入のうえ押印すること。

2. 既に交付を受けている補助金の額

	円
--	---

3. 返還を請求された金額及び年月日

平成 年 月 日
円

4. 返還した金額及び年月日

	年 月 日	
(1)	返 還 金	円
(2)	加 算 金	円
(3)	延 滞 金	円

5. 加算金及び延滞金の算出根拠

--

6. 未返還金額

(1)	返 還 金	円
(2)	加 算 金	円
(3)	延 滞 金	円

天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金

業 務 細 則

一般社団法人 都市ガス振興センター

天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金業務細則

(目的)

第1条 一般社団法人 都市ガス振興センター(以下「センター」という。)が、経済産業大臣からの補助金の交付を受けて行う天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金は、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)に定めるほか、この業務細則による。

(取得財産等の管理)

第2条 交付規程第21条に規定する取得財産等の管理の詳細は以下の通りとする。

- (1) 第2項において、取得財産等管理台帳[取得財産等明細表](様式第15)の金額および財産名は、実績報告書(様式第10-1、10-2)に記載された全ての補助事業に要した経費の金額および取得財産名とする。

(取得財産等の処分の制限等)

第3条 交付規程第22条に規定する取得財産等の処分の制限等の詳細は以下の通りとする。

- (1) 第1項において、処分を制限する財産の単価は、機械、器具、備品及びその他の財産の個別単体価格ではなく、これらに関連する設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費の補助事業に要した経費を合算した金額とする。
- (2) 第2項において、財産処分承認申請書(様式第16)における処分の方法の定義は以下の通りとする。

転	用	： 処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。	
譲	渡	： 処分制限財産の所有者の変更。	
交	換	： 処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換。	
貸	付	け	： 処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
担保に供する	処分	： 処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定。	
廃	棄	： 処分制限財産の使用を止め、廃棄処分すること。	

附則

1. この業務細則は、平成30年4月2日より施行する。